

## 拠出金名: 犯罪防止刑事司法基金

国際機関等名	国連薬物犯罪事務所 (英文名称・略称) United Nations Office on Drugs and Crime (UNODC)					
種 別	国連(事務局)		国連(基金・計画)	国連専門機関	その他	
所轄官庁担当局課名	外務省総合外交政策局国際組織犯罪室					
最近3年間の我が国支払額及び拠出率、ODA率						
単 位	金 額				拠出率(%) (注1)	ODA率(%)
	邦 貨 (千 円)	外貨1 (千ドル)	外貨2	レ ー ト		
平成18年度	2,592	23		1(\$)=111円	(2006年) 0.1	100
平成17年度	0	0			(2005年) 0.0	
平成16年度	0	0			(2004年) 0.0	
拠出上位5ヶ国・地域 (含むテロ防止部への拠出)				国際機関等の財政 (2004-2005年度決算)		
	国 名	金額(千ドル)	率(%)	当該年度の収入	68,098千ドル	
1位	EC	8,412	31.7	当該年度の支出	21,999千ドル	
2位	スウェーデン	2,579	9.7	次年度への繰越	46,099千ドル(注2)	
3位	ノルウェー	2,230	8.4	会計検査機関名		
4位	米	2,179	8.2	国連会計検査委員会		
5位	蘭	1,594	6.0	(UN Board of Auditors)		
上記の率及び順位は2006年のもの				(現在の構成員の出身国:南ア、仏、フィリピン)		
当該機関に対する我が国としての評価(当該国際機関の政策に対する我が国の意見の反映度を含む)						
同機関は、国連において犯罪分野における専門的取組を行っている唯一の機関であり、国際組織犯罪防止条約の締結・実施促進のための技術支援等の有意義な活動実績があるところ、我が国としてもその活動を評価し、より積極的に支援すべき。我が国は、同機関の犯罪分野における政策・運営に関する意思決定機関である犯罪防止刑事司法委員会のメンバー国として、我が国の意見を反映させてきている。						
合理化、機能強化のための改革が行われているか。 行われている場合はその現状と我が国としての評価						
同機関は、1997年に相互に関連する薬物と犯罪の問題に包括的且つ効果的に対応するため、組織改革を行い、国連薬物統制計画と国際犯罪防止センターを統合(2002年に現在の名称に改称)し、機能の合理化及び強化に取り組んでいる。また、2006年の第61回国連総会決議(61/252)を受けて、2007年4月の犯罪防止刑事司法委員会では、UNODCが管理する犯罪防止刑事司法基金の用途について、正式に同委員会に承認権限を付与し、我が方を含む同委員会メンバー国が直接に政策的指示を与え得るよう改変した。我が国としては、かかる一連の改革の取組を評価しており、また更なる改革が必要な部分があれば、同委員会や主要拠出国国会合等の場において、またウィーン日本政府代表部を通じても随時指摘等を行っている。						

「邦人職員数うち幹部以上」以下の項目については、国連薬物犯罪事務局・テロ防止部(犯罪防止刑事司法基金)拠出金 (p.17)参照

(注1) 我が国と各国とは会計年度が異なるため、拠出率については暦年(2004年～2006年)。

(注2) 繰越金額の殆どは特定のプロジェクトにイマーク拠出されたもので用途が決定されているもの。右繰越金の発生は(1)複数年にまたがるプロジェクトについてまとめて拠出する国が多い(ドナーの拠出額や拠出時期に安定性がないことから、プロジェクトの終了まで資金が不足しないよう計画的に積み残している)、(2)各国の拠出が当該年の後半に集中する結果、年末時点での繰越額を増額させている、などの理由による。